

函館市歴史的建造物活用促進事業補助金交付事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館市歴史的建造物活用促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条に規定する歴史的建造物活用促進事業計画の認定について、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請の募集)

第2条 要綱第7条第1項に定める歴史的建造物活用促進事業計画（以下「事業計画」という。）の認定申請は、内部改修工事に係る補助金交付申請を行おうとする日の30日前までに申請しなければならない。

(事業計画審査基準)

第3条 第2条の規定により申請された事業計画については、次の各号に掲げる項目により審査を行う。

(1) 歴史的建造物に関する項目

- ア 歴史的建造物の立地特性
- イ 歴史的建造物の分類
- ウ 歴史的建造物の規模

(2) 利活用に関する項目

- ア 用途
- イ 活用されていない期間
- ウ 建築物全体に対する活用範囲の割合
- エ 改修内容

(3) 地域貢献度に関する項目

- ア 投資規模
- イ 市内工事業者の採用
- ウ 雇用の創出
- エ 地域コミュニティ計画
- オ 景観行政への協力

2 前項に定める審査基準について、別記様式1の選考シートを作成し、各計画の評点を取りまとめる。

3 評点結果に基づき，総合点が140点（70％）に満たない事業計画については認定しないものとする。

（補則）

第4条 この要領により難い場合は，別の扱いとすることができる。

附 則

この要領は，令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，令和8年4月1日から施行する。